

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2026

月刊

中小企業レポート

4

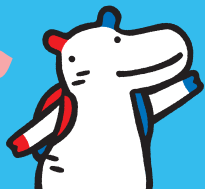
No.593

長野県中小企業団体中央会

特集

令和8年度税制改正のポイント





しらかばん定期預金



今だけおトクな定期預金

2026年2月16日現在



1年もの

年 **0.800%**

(税引後年0.637%)

2年もの

年 **1.000%**

(税引後年0.796%)



ご利用いただける方

個人のお客さま

ご預金の種類

- スーパー定期預金
- 自由金利型定期預金

お預入れ期間

1年・2年
(自動継続扱いのみ)

お預入れ金額

10万円以上
 ※新規のお預入れのみとさせていただきます。
 ※既にお預入れいただいている定期預金からのお振替は対象外とさせていただきます。

お取扱い期間

2026年2月16日(月)~2026年4月30日(木)

満期時のお取扱い

特別金利は初回満期日までの預入期間に限らせていただきます。

初回満期日以降は、満期日当日の店頭表示金利にて継続となります。

中途解約について

中途解約される場合は、預入期間に応じた当組合所定の中途解約利率が適用となります。

税金

お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。

その他

- 窓口または担当者を通じてお預けいただいたものが対象となります。
- ATMまたはけんしんBANK Pocketからお預入れいただいた定期預金は、特別金利の対象外となります。
- お取扱い条件・金利は、金融情勢その他の事情により変更させていただく場合がございます。
- 定期預金は預金保険制度の対象となりますので、預金保険の範囲内で保護されます。
- 店頭に商品概要説明書をご用意しております。

春のお客さま感謝デー

2026年4月16日(木)

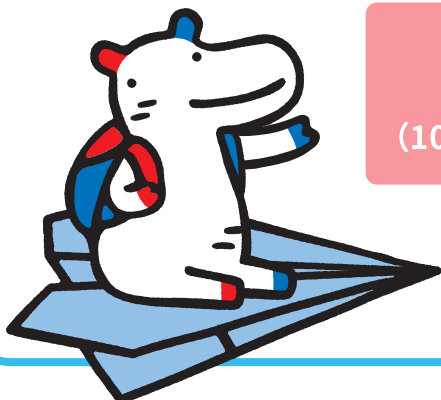
am9:00~pm3:00

定期預金

(10万円以上、期間1年以上)

年金振込

(ご請求・ご変更)



いずれかをご成約のお客さまに
プレゼントをご用意しております。

●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2026

4

No.593

-
- 2 **特集**
令和8年度税制改正のポイント
-
- 8 **中央会インフォメーション**
-
- 10 **生産性革命と挑戦**
有限会社村田商店（長野市）
-
- 11 **ぶらり信州再発見**
長野県旅館ホテル組合会（長野市）
-
- 12 **わが社の経営戦略**
株式会社GCI（大町市）
-
- 13 **ITコーディネーターによるDX理解講座**
情報セキュリティ10大脅威2026
-



〈表紙写真紹介〉鉾持付近からの遠景

日本三大桜の名所のひとつに数えられる伊那市の高遠城址公園。全国的にみても珍しい「タカトオコヒガンサクラ」が群生しており、ピンク味を帯びた小さめの花を咲かせるのが特徴です。古くから「天下第一の桜」と呼ばれ、その美しさを称えられてきた桜をぜひご覧ください。

表紙写真・資料提供：一般社団法人伊那市観光協会

今年度の税制改正では、地域経済を支える中小・小規模事業者の事業承継・成長促進、地域経済の活性化策等が盛り込まれています。詳細につきましては、経済産業省のホームページ等でご確認ください。

経済産業省URL：https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2026/zeisei_k/index.html

1. 中小・小規模事業者の事業承継・成長促進、地域経済の活性化

事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等 (相続税・贈与税) 拡充等

- 事業承継税制の特例措置※は、**事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロ**にする時限措置。
(※法人版：平成30年度抜本拡充、個人版：平成31年度新設)
- 物価高やトランプ関税等により経営環境の不確実性が高まる中であっても、事業承継税制の特例措置の**適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限活用できるよう、承継計画の確認申請(提出)の期限を延長(法人版では1年6ヶ月間、個人版では2年6ヶ月間)する。**
- また、事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、**事業承継のあり方については引き続き検討を行う。**

改正概要

※スミ網字が改正箇所

【適用期限】法人版：令和9年12月末まで、個人版：令和10年12月末まで

【承継計画の提出期限】法人版：令和9年9月末、個人版：令和10年9月末

法人版事業承継税制に係る手続		
都道府県庁	特例承継計画の策定・確認申請	令和9年9月30日まで
	事業承継(贈与・相続)	令和9年12月31日まで
	認定申請	申告期限の2ヶ月前までに
税務署	税務署へ申告	<ul style="list-style-type: none"> 認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。
都道府県庁	税務申告後5年以内	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県及び税務署へ毎年報告。
税務署	6年目以後	<ul style="list-style-type: none"> 税務署へ3年に1度報告。

個人版事業承継税制に係る手続		
都道府県庁	個人事業承継計画の策定・確認申請	令和10年9月30日まで
	事業承継(贈与・相続)	令和10年12月31日まで
	認定申請	申告期限の2ヶ月前までに
税務署	税務署へ申告	<ul style="list-style-type: none"> 認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。
税務署	税務申告後	<ul style="list-style-type: none"> 税務署へ3年に2度報告。

(参考) 事業承継税制の概要

- 法人版事業承継税制**は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る**贈与税・相続税の納税を猶予**する制度。平成30年度に**10年間限定の特例措置**を創設し、**猶予対象株式数の上限を撤廃**するとともに、**猶予割合を贈与税・相続税ともに100%**とするなど、**抜本的に拡充**。
- 個人版事業承継税制**は、**10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置**。

法人版事業承継税制

	一般措置	特例措置(時限措置)
猶予対象株式数	総株式数の最大2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等(令和9年12月31日まで) 令和9年9月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税・相続税ともに100%
承継方法	複数株主から1名の後継者に承継可能	複数株主から最大3名の後継者に承継可能
雇用確保要件	承継後5年間平均8割の雇用維持が必要	未達成の場合でも猶予継続可能に

個人版事業承継税制

	特例措置(時限措置)
対象資産	事業を行うために必要な多様な事業用資産 ・土地・建物(土地は400㎡、建物は800㎡まで) ・機械・器具備品(例：工業機械、パワーショベル、診療機器等) ・車両・運搬具 ・生物(乳牛等、果樹等) ・無形償却資産(特許権等)等
適用期限	10年以内の贈与・相続等(令和10年12月31日まで) 令和10年9月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税・相続税ともに100%

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の拡充・延長等 [拡充・延長]

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

- 中小企業者等の償却資産の管理などの事務負担の軽減を図るために講じられている措置（**30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に取得時に全額損金算入を認める措置**）につき、**単価上限額の引上げ（30万円未満→40万円未満）等を行うとともに、適用期限を延長（3年間）する。**

改正概要

【適用期限：令和10年度末まで】

※スミ網字が改正箇所

	取得価額	償却方法
中小企業者等のみ※	40万円未満	全額損金算入 (即時償却)

← 合計300万円まで

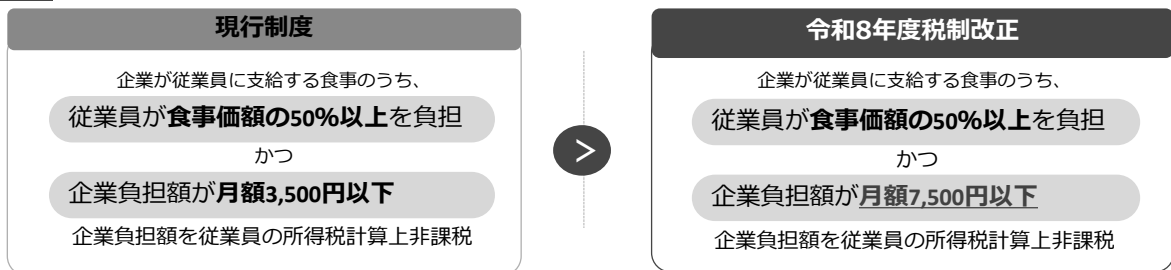
- 従業員数については、中小企業者は400名以下、出資金等が1億円超の組合等（※）は300名以下が対象。
- 適用対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除く。

※ 資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人、通算法人、保険業法に規定する相互会社、投資法人、特定目的会社

食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し (所得税・個人住民税) [拡充]

- 一定の要件の下、企業が従業員に支給する食事を給与として課税しない食事支給に係る所得税非課税限度額について、**前回の見直しである1984年から物価上昇が継続していることや従業員の平均的なランチ代等も踏まえ、月額7,500円(税抜)に引き上げる。**

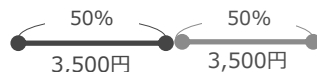
改正概要



物価上昇や適用実態を踏まえ、非課税限度額を引上げ

【会社負担と従業員負担を折半する場合の適用イメージ】

会社負担 : 3,500円
従業員負担 : 3,500円



会社負担 : 7,500円
従業員負担 : 7,500円



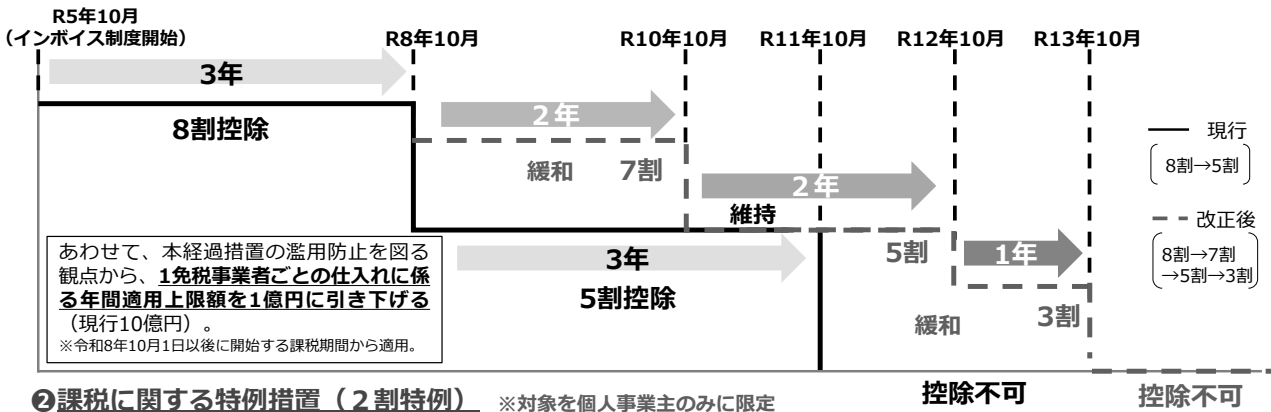
所得税非課税の範囲で
支給できる額が増加

インボイス制度の円滑な定着に向けた所要の措置の検討 (消費税・地方消費税) その他

- インボイス制度について、**中小企業・小規模事業者等から経理上の事務負担や消費税負担に係る声が未だに寄せられている状況を踏まえ、経過措置について以下のとおり見直しを行った上で適用期限を延長する。**
 - 免税事業者からの仕入れに係る税額控除の経過措置（8割控除）について、インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、**控除可能割合の引下げペースを緩和し、最終的な適用期限を令和13年9月末まで延長する。**
 - インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置（2割特例）について、インボイス制度の定着をより確実なものにする観点から、**個人事業者については納税額を売上税額の3割とする経過措置を、さらに2年間に限り講ずる（令和9年・10年分申告において利用可能）。**

改正概要

①仕入れに関する経過措置（8割控除）



②課税に関する特例措置（2割特例） ※対象を個人事業主のみに限定
消費税額 = 課税売上げに係る消費税額（売上税額）×3割

2. 熾烈化する国際環境における国内投資促進及び産業基盤整備

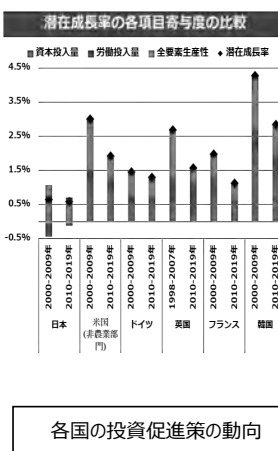
大胆な投資促進税制の創設 (法人税・所得税・法人住民税・事業税) 新設

- 国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、高付加価値化のための**大胆な設備投資を促進する税制（建物を含む即時償却や税額控除7%等）を創設する。**

概要

対象業種	原則全ての業種を対象
対象資産要件	<ul style="list-style-type: none"> 生産等に必要設備等（機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア） 投資下限額：35億円以上（中小企業者等については5億円以上）※投資計画期間中の総額 ROI水準：15%以上
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> 即時償却または税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は税額控除4%） 控除上限：法人税額の20% 事業環境の急激な変化による影響への対応（繰越税額控除） 予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けた事業者については、繰越税額控除（3年間）が可能。
措置期間	令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき、法律に基づく確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。

2030年度135兆円、2040年度200兆円の官民目標実現に向け、国内投資を拡大。（2024年度は106兆円）



新たな設備投資税制への期待
※経産省から企業へのヒアリングより抜粋
<海外投資→国内投資>
・電子部品製造
「海外立地か国内立地かの判断に**必要不可欠**」
・自動車
「関税の逆境下での国内投資の維持・拡大に**極めて有効**」

<投資規模小→投資拡大・実現>
・造船
「回収に長期を有する**大規模投資の判断が可能**」
・半導体部品
「短期の投資サイクル競争の中での**生き残りの支えになる**」
・コンテンツ
「高い措置率の税額控除により、**投資収益率が改善し、投資が可能**」

- 日本** ● **大胆な投資促進税制を創設。**
- 米国** 🇺🇸 2025年7月に成立したOBDD法において、米国内での設備投資に対して**即時償却措置を恒久化しつつ、その対象に建物を追加(建物は時限措置)**。
- ドイツ** 🇩🇪 2025年7月に成立した減税法において、**設備投資償却率を最大30%に引き上げつつ、2028年より法人税率を1%ずつ5年間引き下げ予定(実施後は24.9%)**。

研究開発税制の拡充・延長等 (所得税・法人税・法人住民税) 拡充・延長

- 「強い経済」を実現するためには、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保する必要がある。
- このため、計画認定制度に基づき、AI・量子・バイオ等の我が国の戦略技術領域について、①事業者自らの研究開発を促進する「戦略技術領域型(控除率40%)」、②そのうち、特に高い研究力等を持つ認定研究拠点とのオープンイノベーションを促進する「大学拠点等強化類型(控除率50%)」を創設するとともに、③「戦略技術領域型」(「大学拠点等強化類型」を含む)に対する「繰越税額控除制度(3年間)」を創設する。また、研究開発投資をより促し、足元の物価上昇への対応なども含めた見直しを行った上で、時限措置の適用期限を3年間延長する。

改正概要

① 戦略技術領域に係る研究開発への重点化 (令和9年度から)

1. 「戦略技術領域型」の創設 (控除上限別枠10%。2.を含む)
事業者が自ら実施する戦略技術領域の研究開発に40%の控除率を措置
2. (1.のうち)「大学拠点等強化類型」の創設
事業者と特に高い研究力等を持つ認定研究拠点とのオープンイノベーションに50%の控除率を措置
3. 「繰越税額控除制度」の創設
予見可能性の向上や国際的な競争力確保の観点から、戦略技術領域型、大学拠点等強化類型について、3年間の繰越控除を措置

<戦略技術領域>：以下の領域における特に早期の企業化が期待される技術

- ① AI・先端ロボット ② 量子 ③ 半導体・通信
④ バイオ・ヘルスケア ⑤ フュージョンエネルギー ⑥ 宇宙

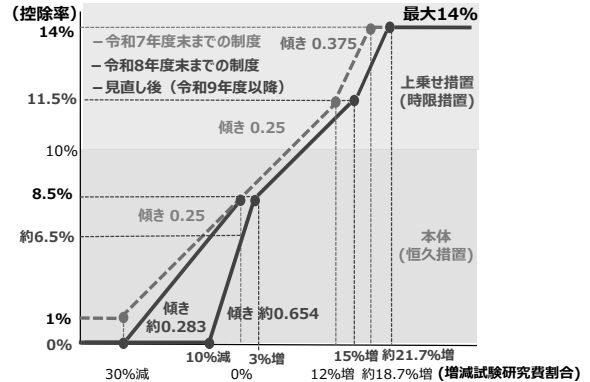
② オープンイノベーション型の見直し (令和8年度から)

<オープンイノベーション型>

- 経済産業大臣の指定を受けた大学等との共同・委託研究について、第三者による監査を不要とする合理化
- 高度研究人材の定義を拡充※、研究テーマの公募要件を緩和
※博士号取得後5年未満の者を採用後5年間を拡充

③ 研究開発投資をより促すため等の見直し

1. 研究開発投資をより促し、足元の物価上昇への対応



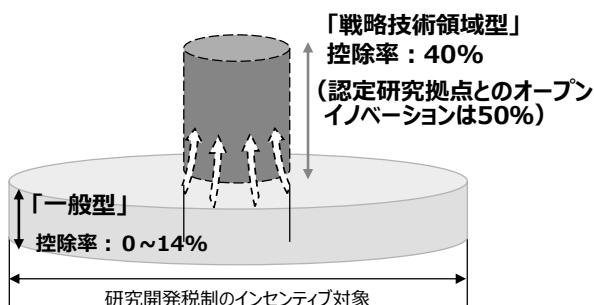
2. 国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化 (令和8年度から) 海外への委託研究費について、新医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験に係るものを除き、令和8年度70%、令和9年度60%、令和10年度以降50%、と段階的に見直し

「戦略技術領域型」「大学拠点等強化類型」の創設

- 「強い経済」を実現する上で、戦略的に重要な技術領域の研究開発投資への重点化が必要。
- このため、戦略技術領域の研究開発に対して以下の措置を講ずる。【適用期限：令和10年度末まで※】
 - ① 事業者が、認定計画に基づき自ら実施する戦略技術領域の研究開発について、その試験研究費の40%を法人税額から控除(「戦略技術領域型」の創設)
 - ② ①のうち、事業者が、認定計画に基づき認定研究拠点と実施する共同・委託研究開発について、その試験研究費の50%を法人税額から控除(「大学拠点等強化類型」の創設)
- 「戦略技術領域型」(「大学拠点等強化類型」を含む)に対する控除上限は法人税額の10%。控除しきれない分は3年間の繰越(研究開発を増やした年に利用可)を措置。

※令和10年度末までに認定を受けた計画に対して、認定日から最大5年間適用。

戦略技術領域型のイメージ



戦略技術領域：以下の領域における特に早期の企業化が期待される技術

- ① AI・先端ロボット
- ② 量子
- ③ 半導体・通信
- ④ バイオ・ヘルスケア
- ⑤ フュージョンエネルギー
- ⑥ 宇宙

賃上げ促進税制の見直し (所得税・法人税・法人住民税・事業税) 見直し

- 物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、足元の賃上げ状況等を踏まえつつ、本税制を見直す。
(全企業向け措置は令和7年度末で終了。中堅企業向け措置は賃上げ基準見直し。教育訓練費に係る上乘せ措置は廃止。)

改正概要

	改正後				改正前					
中堅企業※1	継続雇用者※3 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※5	両立支援 女性活躍	税額 控除率	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
	+4%	10%	ブラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5% 上乘せ	+3%	10%	+10%	5% 上乘せ	ブラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5% 上乘せ
	+5%	15%			+4%	25%				
+6%	25%									
中小企業※2	全雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
	+1.5%	15%	くるみ or えるぼし二段階目以上	5% 上乘せ	+1.5%	15%	+5%	10% 上乘せ	くるみ or えるぼし二段階目以上	5% 上乘せ
	+2.5%	30%			+2.5%	30%				

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越が可能※6。

- ※1 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。
- ※2 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※3 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※4 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※5 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※6 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

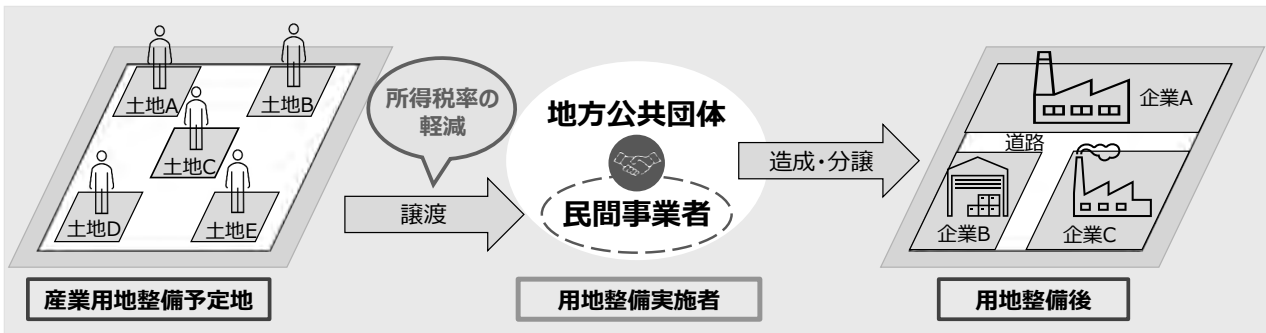
産業用地整備促進税制の創 (所得税、法人税、個人住民税、法人住民税) 新設

- 2040年度200兆円の国内投資目標の達成のためには、効果的な投資が行われるよう、**企業立地の基盤となる産業用地を計画的に整備していくことが不可欠**。
- 産業用地の整備を促進すべく、**自治体と連携した民間開発事業者による産業用地整備において、土地等の譲渡所得にかかる税率に対し、軽減措置を講じる**。

改正概要 【適用期限：令和10年12月末まで】

- 自治体と連携して産業用地の整備を行う民間開発事業者に対し、土地等を譲渡した場合に、土地等の譲渡所得にかかる税率を軽減する。

【参考：既存の税率軽減措置】
5年超（長期）保有する土地等の譲渡のうち、優良住宅地の造成等のための譲渡について、譲渡所得にかかる税率を軽減。
 〈原則〉 20%（所得税一律15%+住民税5%）
 〈軽減後〉 14%（譲渡所得2,000万円以下の部分：所得税10%+住民税4%）
 20%（譲渡所得2,000万円超の部分：所得税15%+住民税5%）



※具体的には、企業立地に先立ち自治体があらかじめ産業用地の整備を進め、用地を準備した上で企業誘致ができるような制度を構築する。

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充・延長等 (所得税・法人税・法人住民税・事業税) 拡充・延長

- 温室効果ガス2030年度46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現には、**民間企業による脱炭素効果の高い投資の加速が不可欠。**
- **今後も企業の脱炭素投資を後押しするため**、生産工程を効率化する等炭素生産性を向上させる設備の導入時に活用可能な**カーボンニュートラル投資促進税制を拡充・延長等**する。

改正概要

【適用期限：2028年3月31日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受け、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで】

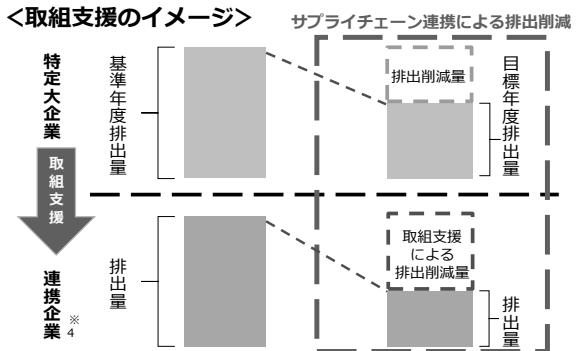
- 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大8%の税額控除（中小企業者等^{※1}の場合は最大10%）又は30%の特別償却^{※1}を措置^{※2}。
- 炭素生産性の向上率を以下のとおり見直し。特定大企業^{※3}がサプライチェーン上の中小企業者等の排出削減を目指す取組を支援した場合、炭素生産性の向上率は現行どおり。

<炭素生産性の相当程度の向上と措置内容>

企業区分	現行		改正後	
	炭素生産性の向上率	税制措置	炭素生産性の向上率	税制措置 (令和8・9年度)
中小企業者等	17%	税額控除14% 又は特別償却50%	22%	税額控除10% 又は特別償却30%
	10%	税額控除10% 又は特別償却50%	17%	税額控除5% 又は特別償却30%
中小企業者等以外の事業者 ※連携企業へ取組支援をした場合	20%	税額控除10% 又は特別償却50%	25% ※20%	税額控除8% 又は特別償却30%
	15%	税額控除5% 又は特別償却50%	20% ※15%	税額控除3% 又は特別償却30%

※1・・・中小企業者等とは、租税特別措置法第10条の5の5第3項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の6第2項第1号に規定する中小企業者。
 ※2・・・措置対象となる投資額は500億円まで。控除税額は法人税額又は所得税額の20%まで。

<取組支援のイメージ>



・取組支援により、連携企業の炭素生産性の向上率が30%以上となることが必要。
 ・一定の要件を満たした場合、連携企業自身も本税制の適用が可能。
 ※3・・・サプライチェーン連携を実施している中小企業者等以外の法人をいう。
 ※4・・・連携企業とは、特定大企業のサプライチェーン上の国内の中小企業者等をいい、グループ会社を除く。

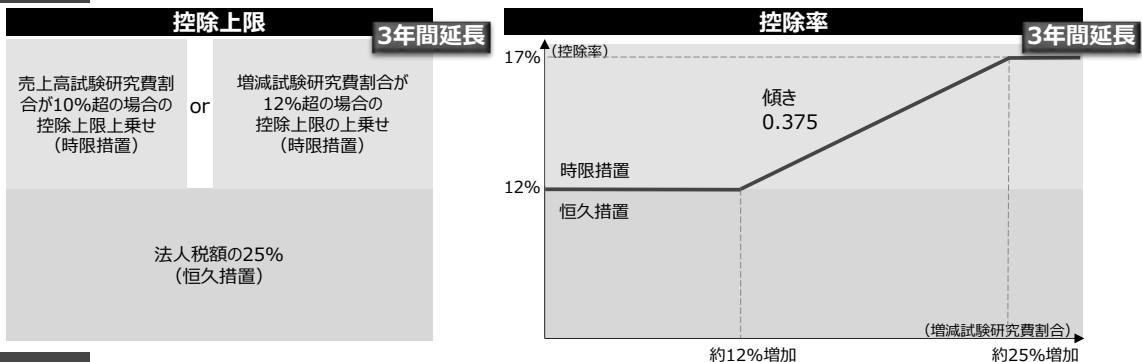
3. 我が国の科学技術の発展に資する研究開発・イノベーション投資の促進

中小企業技術基盤強化税制等の拡充・延長等 (所得税・法人税・法人住民税) 拡充・延長

- 中小企業の積極的な研究開発を促進する観点から、「**繰越税額控除制度（3年間）**」を創設するとともに、**増減試験研究費割合に応じた控除率等の上乗せ**について、**時限措置の3年間の延長**を行う。

改正概要

【時限措置の適用期限：令和10年度末まで】



改正内容

- 税額控除の繰越制度の導入（3年間。繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が、適用年前3年以内の各年分の試験研究費の額を平均した額（比較試験研究費）を超える場合に限り適用可能。ただし、一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける事業年度は適用できない。）
- 手続きの明確化（試験研究費の算出に必要な証憑等の周知）
- 時限措置の適用期限を3年間延長（令和10年度末まで）

施策の詳細やお問い合わせにつきましては、
 右の二次元コードからご確認ください。



令和7年度補正予算 長野県エネルギーコスト削減助成金について

○事業目的

今回実施する令和7年度補正予算事業では、これまでにエネルギーコスト削減促進事業を活用したことのない者への支援を引き続き行うとともに、これまでにエネルギーコスト削減に取り組んでこられた県内に事業所を有する中小企業者等が、事業所全体のエネルギー使用量の現状を把握した上で、より高効率な環境対応設備へ投資し、さらなるエネルギーコスト削減につなげることで、温室効果ガス排出量の削減に貢献し、同時に収益構造を改善していただくことを目的としています。

○助成金の概要

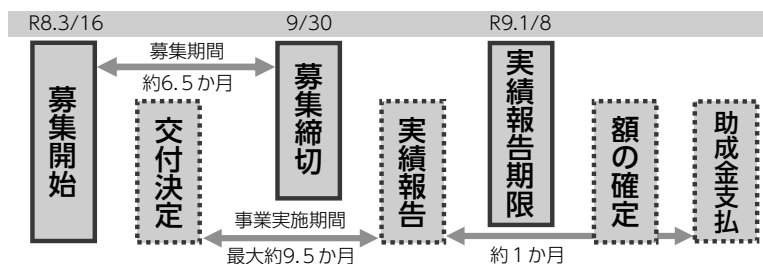
県内に事業所を有する中小企業者等が行う従来設備から省エネルギー設備への更新や再生可能エネルギー設備等の新設に要する経費の一部を助成します。

これまでに中小企業エネルギーコスト削減助成金の交付を受けたことがない中小企業者等は、基本コースに申請することができます。すでに交付を受けたことがある中小企業等は、さらなるエネルギーコスト削減を目指してステップアップしていただくために、促進コースへの交付申請をご検討ください（基本コースに申請することはできません）。

	基本コース	促進コース
対象者	県内に事業所を有する中小企業者等	
申請要件	これまでに中小企業エネルギーコスト削減助成金を活用したことがないこと	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動温暖化対策計画書を提出すること 長野県SDGs推進企業の登録を行うこと
助成対象となる環境対応設備（設備区分）	<ul style="list-style-type: none"> 空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備（断熱ガラス及びサッシに限る）の更新 発電設備（太陽光パネル及び付属設備であって出力50kW未満に限る）、エネルギー管理設備の新設 	<ul style="list-style-type: none"> 空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備（断熱ガラス及びサッシ、<u>エントランスドア</u>^{*1}に限る）の更新 発電設備（太陽光パネル及び付属設備であって出力50kW未満に限る）、<u>エネルギー管理設備、EV用充電器、建物付属設備（風除室、エントランスドア、カーポートに限る）</u>^{*1}の新設
助成率等	1/2以内（発電設備は出力1kWあたり4万円以内）	3/4以内（発電設備は出力1kWあたり4万円以内）
上限額等	下限額50万円 上限額500万円	上限額1,500万円

※1 下線部は、新たに設けた促進コースにおいて追加する対象経費

○事業のスケジュール イメージ



○募集期間

令和8年3月16日（月）から令和8年9月30日（水）まで

ただし、交付申請額の合計が予算額に達し次第、募集期間内であっても、基本コースと促進コース同時に募集を締め切ります。

○交付決定から実績報告までの期間（助成事業実施期間）

交付決定となりましたら、助成対象となる設備等の発注や契約を行うことができます。設置工事、更新の場合は既存設備の処分を行い、支払まで全て完了しましたら速やかに実績報告を行ってください。

助成事業の実施期限は、令和9年1月8日（金）までとなります。この期限までに支払まで完了しなかった経費は、助成対象となりませんのでご注意ください。

○助成金申請に関するお問い合わせ先

長野県GX推進事務局（業務委託先：アデコ株）

専用Webサイト：<https://nagano-enecos.com/>

電子メール：ADE.JP.nagano-gx@jp.adecco.com

電話（直通）：050-5538-4051（受付時間：9:30～17:30 土・日・祝日を除く）



長野県と「被災家屋等の解体等に関する協定」を締結

～協同組合長野県解体工事業協会～

3月17日、長野県庁にて長野県と協同組合長野県解体工事業協会による「被災家屋等の解体等に関する協定」の締結式が行われました。

長野県の小林真人環境部長は挨拶で「自然災害が激甚化する中、民間と行政が連携して災害発生時に対応することにより、被災自治体へより迅速な支援が可能となる」と話されました。

組合の寺島琢也理事長は、「熊本地震や西日本豪雨災害、能登半島地震など自然災害が激甚化・広域化している今日、解体工事業者が復旧・復興の際に担



協定書に署名する寺島理事長（中央右）



右から組合の荒川専務理事、寺島理事長、長野県の小林環境部長、新井資源循環推進課長

う役割は大きくなってきている。どこで起きてもおかしくない災害への対応として、復興の第一歩を担う業界という自負を持ち、地域の安全・安心のため、命と暮らしを守る業界として組織体制の強化を図っていきたい」と今後の展望を語られました。

同組合は現在、58社の正会員と8社の賛助会員で構成されており、今後は協会員の増強による組織体制の強化をはじめ、災害対応への具体的なシミュレーション等を通して実行力ある組織の構築を推進していきます。

生産性革命と挑戦

熟練者が担う煮豆作業などの自動化を図り、
県産大豆にこだわる納豆の伝統の食文化を守る。

4人の作業を「1人+α」に

健康志向から、納豆の消費が伸びています。総務省家計調査によると2024（令和6）年の市場規模は金額ベースで2,874億円と前年比6.6%増。発酵食品をとることで腸内環境を整え、健康な体を手に入れようという「腸活」ブームも一役買っているようです。

大手メーカー3社が市場の7割以上を抑え、残りを全国100社ほどの中小メーカーが分け合う納豆業界。中小各社はそれぞれ地域ニーズに応える一方で、大手との価格差、材料価格の高騰、人手不足など厳しい経営環境にさらされています。

1951（昭和26）年に長野市で創業した村田商店も人手不足は大きな課題。そこで「労働力不足時代でも生産数量を維持すること」を最優先に生産工程の見直しを図りました。



全国納豆鑑評会最優秀賞受賞の「道祖神納豆」



信州産アカマツの経木を使った「古今納豆」

ネックとなっていたのは、蒸気式の釜で大豆を煮る煮豆作業と、豆とたれ・辛子などを充填した容器をコンテナに収納する作業。煮豆は蒸気の流量調整を頻繁に行うため熟練者1人が釜に張り付き、その合間に納豆菌の噴霧などいくつかの作業もこなします。豆などが自動充填された容器がターンテーブルに排出されると、3人が1個ずつ手作業でコンテナに詰め、発酵工程へと運びます。

この工程を改善するため2023（令和5）年、ものづくり補助金を活用し、既存の釜に取り付け蒸気の流量を自動制御する「簡易型蒸煮システム」と、容器をコンテナに自動収納する「オートケーサー」を導入。従来4人で行っていた作業を「1人+α」で行える体制に整えました。

残すべき「食の文化」

設備の導入効果は「想定以上でした」と村田滋社長。「煮豆工程は品質の安定が難しく熟練者しかできませんでしたが、経験の浅い作業員でも安定して満足感を感じてもらえる商品づくりが可能になりました」。

生産効率化によってできた余力は、経木で包んだ「古今納豆」等の経木納豆の増産にあてています。ほとんどが手作業のため通常の数倍の手間と時間がかかる経木納豆。創業者が納豆製造を営む仙台市の実家にいた頃からつくり続ける伝統の一品です。「日々食べる食品として常識的な価格を守りつつ、残すべき『食の文化』と考えています」。経木は信州産アカマツの間伐材を使い、地域の林業や環境保全にも貢献しています。

同社3代目の村田社長は1996（平成8）年に社長就任以来、長野県産大豆の可能性を追求。納豆に最適な品種（ナカセンナリ）を数年かけて契約農家による栽培を始めました。長野県以外では、ほとんど生産されていない同種を使った主力の『道祖神納豆』



「簡易型蒸煮システム」で煮豆を自動制御

は全国納豆鑑評会で日本一に。同社は県内産大豆の栽培段階から深く関わり、よりおいしい大豆づくりに力を入れています。

「良いものをつくれれば、大手と価格帯が明らかに違う商品づくりもできるという発想にシフトできました」。同社製品の9割以上が県産大豆を使用。県内外のスーパーや百貨店、セレクトショップなどでの販売の他、業務用ニーズにも応えています。

「長野で納豆をつくる意義。それは地域の農林業の活性化であり、伝統のおいしい食文化が残っていくことだと思います」。村田社長の言葉に力がこもります。



容器をコンテナに収納する「オートケーサー」

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金第14次採択企業

有限会社村田商店

代表 代表取締役 村田 滋
設立 1979（昭和54）年3月
資本金 300万円

従業員数 16名
本社 長野市若里1-4-8
TEL/FAX TEL.026-226-6771 FAX.026-223-1782

ぶらり 信州再発見

長野県旅館ホテル組合

資料提供：一般社団法人伊那市観光協会



私達のふるさと信州には、季節ごとに異なる表情を見せ、訪れるたびに新しい発見があるスポットがあふれています。また、観光にとっても大きな魅力である、地域の暮らしと深く結びついた各地に点在する多くの温泉は、信州の自然が与えてくれた宝物です。

今年は、そんな信州の魅力を少しでも感じていただければと、県内各地のさまざまなスポットと温泉をご紹介します。初回は、「天下第一の桜」高遠城址公園と、高遠さくらホテル「さくらの湯」をご紹介します。

■花を楽しむ

「天下第一の桜」と称される高遠城址公園のタカトオコヒガンザクラ。園内には約1,500本もの桜が植えられています。雪の残るアルプスを背景に、やや小ぶりで赤みを帯びた花が一斉に咲き誇る様子は、毎年地元紙の一面にカラー写真で掲載されていることから、改めて説明するまでもないでしょう。



以前は、青空と南アルプスの女王・仙丈ヶ岳を背景に、満開の高遠城址公園と中央に佇む高遠閣の朱い屋根を写した写真がポスターに使用されていましたが、この景色を毎日眺めることができるカラスが羨ましい限りです。

早朝の柔らかな光の中に浮かぶ桜、日差しに照らされて輝く桜、星空を薄紅色に舞う桜。一日の中でさまざまな姿を見せてくれるのも大きな魅力であり、歴史ある城址に思いを馳せながらの散策は、花見を超えた深みのある時間となるでしょう。

■お湯を楽しむ

高遠城址公園の山を下りた高遠湖の対岸には、公園を眺める抜群のロケーションに建つ「高遠さくらホテル」があります。日帰り入浴も楽しめるこのホテルの温泉は、硫化イオンを多く含み、入った瞬間にとろりとした感触を覚え、入浴後は肌がつるつるになると評判です。

大浴場には露天風呂も設けられており、開放感あふれる湯船に浸かりながら湖を眺め、豊かな自然を感じつつ心身ともに癒やされるひとときを過ごすことができます。

桜の季節は言うまでもありませんが、一番の魅力は、年間を通じてさまざまな自然を感じることができる点にあります。満開の桜を思い出しながら葉桜の薄緑を眺め、その後には周囲の山々が一気に芽吹く様子に心が躍ります。夏の陽射し、夕立、雨上がりの蝉の声と湖を渡る風、枯葉の擦れる乾いた音、霜をまとい輝く紅葉、雪の静寂——。いつ訪れても、四季折々を全身で感じる贅沢な時間を過ごすことができます。



来年（令和9年）には、久々となる信州デスティネーションキャンペーンが展開されます。善光寺の御開帳、そして翌年には諏訪の御柱と、大きなイベントも控えています。前年となる今年からの3年間は、信州の観光地や温泉のさまざまな情報が発信され、賑やかになることでしょう。

さて、観光スポットや温泉の楽しみ方、感じ方はさまざまです。「ここに行くならこれ」と決めてしまいがちですが、少し視点を変えて眺めるだけで、新しい魅力に気付くことが少なくありません。自然豊かな信州は、まさにそんな発見の宝庫です。

拙稿が、自分だけのお宝探しや、気になるスポットに足を運んでいただくきっかけとなれば幸いです。

寄稿者：長野県旅館ホテル組合 事務局長 保科 千丈 氏

今年度、「ぶらり信州再発見」のコラムは長野県旅館ホテル組合会の協力のもと、掲載してまいります。

わが社の経営戦略



Vol.48

株式会社GCI

(長野県中小企業青年中央会・会員)

建築、土木、設備、電気のトータル技術・ノウハウで住空間づくりとリフォームの問題を解決。事業エリアも全国に拡大。



「ホーム・ホスピタル」を目指す



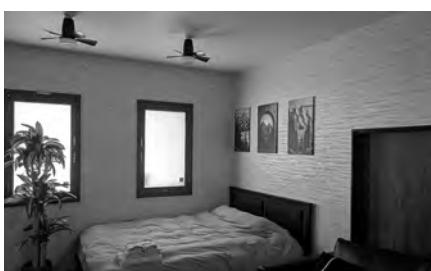
完成住宅

「建設業は建築、土木、設備、電気など専門分野に分かれ、業種を横断して問題解決できる業者は少ない。当社の強みはトータルな知識・技術を持っていること。お客さまにも、その場で解決策を出してくれると喜ばれています」。そう話すのは、GCIの宮永昌季CEO。

同社は住宅・店舗等の新築・リフォームから設備・電気・下水道・エクステリア工事までトータルに手がける建設会社。「住空間、生活空間の病院ーホーム・ホスピタル」を目指しています。特にリフォームに力を入れ、手がける物件は大北地域を中心とする県内はもとより、関東一円から東北エリアにも広がっています。

大町市では1955年頃から上水道の普及が進み、1960年から水道拡張事業が進められていきました。その機をとらえ同年、宮永CEOの祖父らが関連設備を手がける「大町総合設備」を創業したのが同社のルーツ。その後、同社で建築を手がけていた先代(父)が一級建築士事務所を設立し、本格的に住宅建築に進出しました

宮永CEOは建築を学び、松本市内のゼネコンで建築現場代人として活躍。後工程となる設備業者と仕事をうまく分担・調整することで工期通りに仕上げる技術ノウハウを数年かけて身につけました。「それを活かして自分でやりたいと、会社を辞めました」。



手がけた内装

独立起業も考えた宮永CEOの入社に合わせて1992(平成4)年、

同社は現在の社名(総合建設業の英訳General Constructionに由来)に変更。宮永CEOは2021(令和3)年、代表取締役CEOに就任しました。

楽しみながらつくりたい

「建築や設備を知っていても、電気を知らないの良い建物にはならない。じゃあ自分で電気の知識・技術を身につけようと電気工事士の資格を取得しました。資格取得後、外注していた電気工事業者の見積もりが変わりました」と宮永CEOは笑います。

2000年前後にTOTO、DAIKEN、YKK APの大手住宅設備機器メーカー3社が住空間リフォーム事業で業務提携。リフォームプランの提案から施工、設備の修理、アフターサービスまでできる地域密着型リフォーム店ネットワーク「TOTOリモデルクラブ」をスタートさせました。

同社はいち早く同クラブに加盟。最新の技術ノウハウを活かしたクオリティーの高いリフォームを提案しています。宮永CEOも全国の加盟店との積極的な交流、経営品質協議会等への参加により人的ネットワークを拡大。それが事業エリアの拡大にもつながっています。

目指しているのは「お客さまから言われたものをつくるのではなく、お客さまと一緒に楽しみながらつくること」。遊び心から広がるアイデアは住まいにとどまらず、公園のライトアップの提案などにも広がっています。「それは建築、土木、設備、電気と、住空間に関する技術ノウハウをすべて知っているからこそできるんですよ」と宮永CEO。将来は建築にとどまらず、農業分野への事業拡大も構想中だとか。



宮永昌季代表取締役CEO

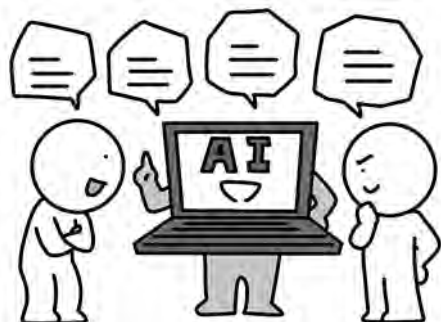
代表 代表取締役CEO 宮永 昌季
設立 1960(昭和35)年2月
従業員数 9名
本社 大町市平8040-106
TEL: 0261-22-3145 FAX: 0261-23-4537
事業内容 建築設計・建築工事・給水工事・給湯工事・排水(下水道)工事・リモデル工事、内装工事・土木工事・基礎工事・電気工事・介護改修工事・左官工事等



AI時代に入り変化するサイバーリスク

IPA（独立行政法人情報処理推進機構）は、毎年その年に社会的影響が大きかったサイバー攻撃やリスクを分析し、「情報セキュリティ10大脅威」を公表しています。2026年版では、前年に引き続き「ランサム攻撃による被害」が1位、「サプライチェーンや委託先を狙った攻撃」が2位となりました。さらに今回、新たに「AIの利用をめぐるサイバーリスク」が3位に初めてランクインしています。

生成AIの普及によって企業の業務効率の向上が期待されますが、その一方で新たなリスクも生まれています。AIを使った攻撃の高度化や、業務データの入力による情報漏えいなど、AI時代ならではのセキュリティ課題が顕在化してきています。



ランサム攻撃は依然として最大の脅威

1位のランサム攻撃は、アサヒビールやアスクルの被害ケースがあり記憶に新しいかと思えます。企業のパソコンやサーバーに侵入し、データを暗号化したり、盗み出した情報の公開をちらつかせたりして金銭を要求するサイバー攻撃です。単なるデータ暗号化だけでなく、情報漏えいや業務停止を伴う深刻な被害につながるケースが多くなっています。

こうした攻撃は、大企業だけでなく中小企業にも広がっています。実際、地方企業や中小企業が被害を受け、業務停止や取引停止に追い込まれる事例も増えています。

しかし、多くの被害は特別な対策不足ではなく、基本的な対策が不十分であったことが原因とされています。

基本的なセキュリティルールがない企業は早急な整備が必要です。

サプライチェーン全体での対策が必要

2位の「サプライチェーン攻撃」は、標的企業を直接攻撃するのではなく、取引先や委託先などセキュリティが弱い企業を経由して侵入する攻撃です。企業活動は多くの企業との連携によって成り立っているため、一社が被害を受けると取引先にも影響が広がる可能性があります。

そのため、近年は取引契約の中でセキュリティ対策を求める企業も増えています。中小企業にとっても、最低限のセキュリティ対策を実施しておくことが、取引継続の条件になる時代になりつつあります。

AI時代の新しいリスク

今回初めてランクインした「AIの利用をめぐるサイバーリスク」も重要なテーマです。生成AIは業務効率化に大きく貢献する一方で、利用方法を誤ると情報漏えいや誤った判断につながる可能性があります。

例えば、社内資料や顧客情報をAIに入力してしまうことで情報が外部に流出する可能性があります。また、AIが生成した情報を十分に確認せず利用すると、誤った情報を基に意思決定してしまうリスクもあります。

企業ではAI利用のルールを整備し、社員が適切に利用できる環境づくりが求められます。

セキュリティ対策は経営課題

サイバー攻撃は、もはやIT部門だけの問題ではありません。企業の信用や事業継続に直結する経営リスクとなっています。

そのため、経営者が主体となってセキュリティ対策を進めることが重要です。まずは基本的な対策を確実に実施し、従業員教育を継続的に行うことが、企業を守る最も現実的な方法といえるでしょう。

長野県ITコーディネータ協議会では、企業や団体向けに情報セキュリティ研修やDX推進支援を行っています。ご関心のある方は、お気軽にご相談ください。

令和8年10月1日から、カスタマーハラスメント対策、 求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます！

事業主の皆さまは、改正法や指針の内容に沿った対策を行う準備を進めてください。

カスタマーハラスメント対策の義務化【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

**職場における「カスタマーハラスメント」とは、
職場において行われる①顧客等の言動であって、②その雇用する労働者が従事する業務の
性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の
就業環境が害されるもの**であり、①から③までの要素を全て満たすもの。

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

※顧客等からの苦情の全てがカスタマーハラスメントに該当するわけではありません。また、障害者から不当な差別的
取扱いをしないよう求めることや、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思を表明すること自体は、カスタマー
ハラスメントには当たりません。

【①顧客等とは】

顧客、取引の相手方、施設（駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等）の利用者その他の当該事業主の行う
事業に関係を有する者（今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある者も含む）

（例）事業主が販売する商品の購入やサービスの利用をする者、事業主の行う事業に関する内容等に関し問い合わせ
をする者、取引先の担当者、企業間での契約締結に向けた交渉を行う際の担当者、施設・サービスの利用者及
びその家族、施設の近隣住民

お問い合わせは、長野労働局雇用環境・均等室 TEL.026-227-0125

労働安全衛生法及び作業環境測定法の改正について

長野労働局 労働基準部 健康安全課

1 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、
注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

2 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場において
も、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

3 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】


- ・化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則が設けられました。
- ・化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める
こととなりました（代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象と
なりません。）。
- ・個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保
を図ることとなりました。

4 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施
できる範囲を拡大するほか、登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化さ
れました。

5 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者
の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措
置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

施行日及び改正内容の
詳細等はこちらからご
確認ください。 
改正労働法等に係る特設ページ



ETC

各種サービスのご紹介

大口・多頻度割引制度（後払制度）

日本高速道路(株)発行の ETC コーポレートカードを使用して、ETC システムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し利用実績に応じて割引されます。
但し、1 台月額 3 万円以上となります。

法人会員の ETC カードによる割引制度（後払制度）

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために当組合の ETC クレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

ETC 車載器の
販売、セットアップ
できます。

ITS-TEA

一般財団法人 ITS サービス高度化機構

申込み・問い合わせは

(協) 長野県商工振興会

<http://www.alps.or.jp/shoko/>

〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内

TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

がんへの不安に備える「がん総合共済」

満67歳までの方がご加入いただけます。満80歳までご継続いただけます。

👉 年齢・性別問わず、月々の掛金 **1,500円** で、

※月々の掛金は、満80歳まで変わりません。

👉 **がんと診断されたら ⇒ 50万円**

👉 **がんによる入院日額 ⇒ 5,000円**

※第1保障区分(満15歳から満64歳まで)の場合です。診断・がん入院ともに満65歳からは保障額がかわります。

👉 さらに、手術・放射線治療 退院後の通院支援まで保障

👉 **2口までご加入いただけます。がん診断で100万円**

こんな疾病をお持ちの方も大丈夫！ まずはご相談ください。



現在、糖尿病で
通院治療を
しています。



4か月前に
心筋梗塞で
手術をしました。



長野県福祉共済協同組合
フリーダイヤル 0120-86-9431

長野市中御所岡田131-10
長野県中小企業会館3階

☒ fuku@naganokyosai.or.jp 「ながの共済」で検索 <http://www.naganokyosai.or.jp>

健康で保険料がおトクに!



健診結果を出し、条件を満たせば、
保険料がお得になるかも!

※健康自慢(健康体料率(特約用))を付加できる保険は、大樹セレクト(無配当保障セレクト保険)です。健康自慢の付加にあたっては、所定の要件があります。
※ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり一約款」をご覧ください。

大樹生命保険株式会社 松本支社 〒390-0811 長野県松本市中央 1-21-8 TEL:0263-34-3585 <https://www.taiju-life.co.jp/>
長野営業部 TEL:026-226-2820 松本営業部 TEL:0263-35-8519 飯田営業部 TEL:0265-24-4980 諏訪営業部 TEL:0266-52-1356
あづみ野営業部 TEL:0263-84-0256 東御営業部 TEL:0268-64-5413 佐久営業部 TEL:0267-62-0358 上田営業部 TEL:0268-24-2755

R-2024-1008(2024.10)

よりそう保険。
大樹 Taiju Select
セレクト

無配当保障セレクト保険

健康診断などの結果をご提出いただき、付加条件を満たしている場合に、健康自慢を付加することで対象特約の保険料がお安くなります。

令和8年度 長野県中小企業団体中央会 理事会・通常総代会開催のお知らせ

◎理 事 会

日時 令和8年4月22日(水)午後0時30分

場所 長野市「ホテル信濃路」

◎通常総代会

日時 令和8年5月25日(月)午後2時

場所 長野市「ホテルメトロポリタン長野」

※理事・総代の皆様には予め日程調整をお願いいたします。詳細につきましては、後日ご案内をお送りいたします。

令和8年度 支部総会日程

支部名	日 程	場 所
上伊那	5月7日(木)	伊那市「海老屋」
長 野	5月8日(金)	長野市「ホテルメトロポリタン長野」
北 信	5月12日(火)	中野市「魚がし」
佐 久	5月12日(火)	佐久市「佐久グランドホテル」
大 北	5月12日(火)	大町市「中心市街地多目的ホール」
下伊那	5月12日(火)	飯田市「シルクホテル」
松 本	5月13日(水)	松本市「ホテルモンターニュ松本」
上 小	5月14日(木)	上田市「SALO」
諏 訪	5月14日(木)	諏訪市「ホテル紅や」
木 曾	5月19日(火)	木曾町「木曾建設会館」

※現時点での予定につき、変更の可能性がございます。開催時間などの詳細につきましては、お送りする案内をご覧ください。

☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任(CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。”
ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を賢く活用

中退共

小企業 職金 積制度

「中退共」で検索!

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL(03)6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2026

4

No.593

第593号 令和8年4月10日発行

発行人 井出 康弘

発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町131-10
長野県中小企業会館内4F
TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社

もっともっと、 できる商工中金へ。



もっと、お客さまのニーズに応えることができる。もっと、新しいことにチャレンジできる。
それぞれが個性を活かし、未来に向かって、もっともっと「できる商工中金」へ。

企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。  商工中金

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11
諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6
松本支店 〒390-0811 松本市中央2-1-27

TEL:026-234-0145
TEL:0266-52-6600
TEL:0263-35-6211